令和８年度
第１回垂水市介護保険運営協議会

令和８年６月24日（水）午後３時～

垂水市市民館　２階　大会議室

会　次　第

１　開　会

２　市長あいさつ

３　委員紹介

４　議　題

（１）介護保険事業計画等の令和７年度実績等について

（２）第９期介護保険事業計画等（令和７年度）の進捗状況について

（３）保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標等について

（４）介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査の結果について

（５）第 10 期介護保険事業計画策定のスケジュールについて

５　その他

６　閉　会

議題（１）

介護保険事業計画等の令和７年度実績等について

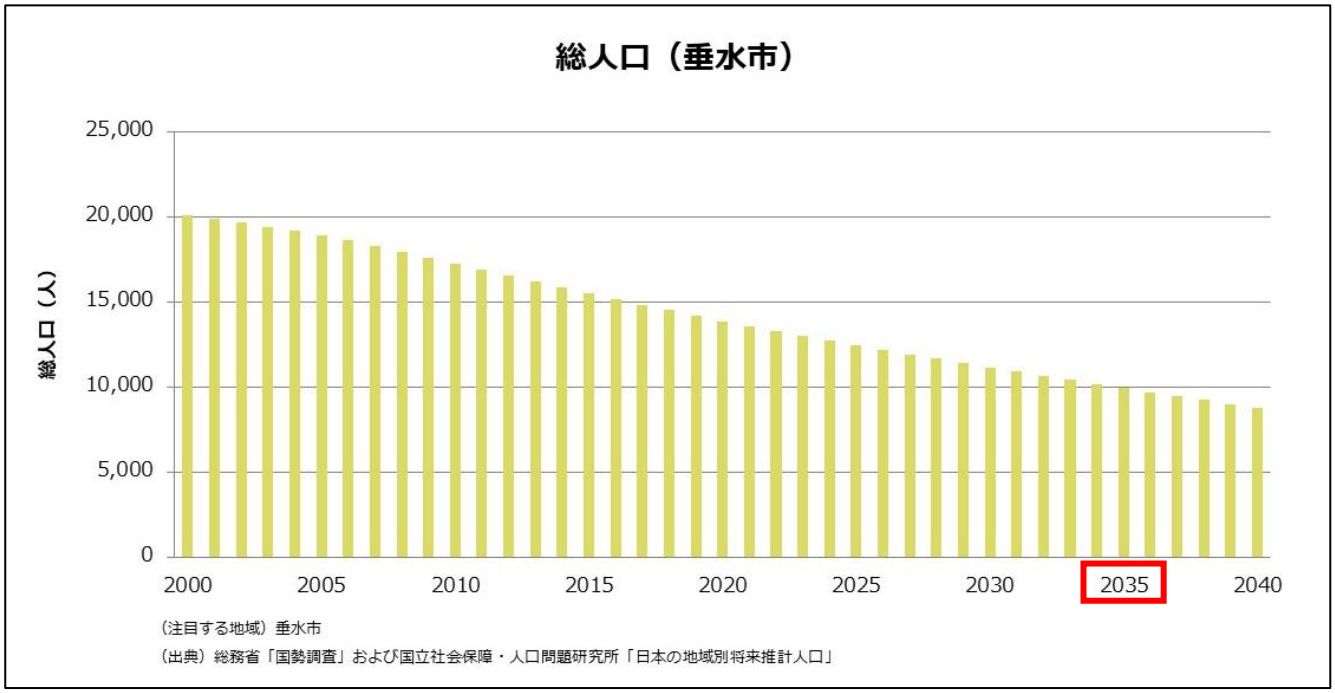
1　人口・高齢化率

人口は年々減少しており、令和 17 年（2035）の推計人口は、10,000 人を下回る見込みである。（図１参照）

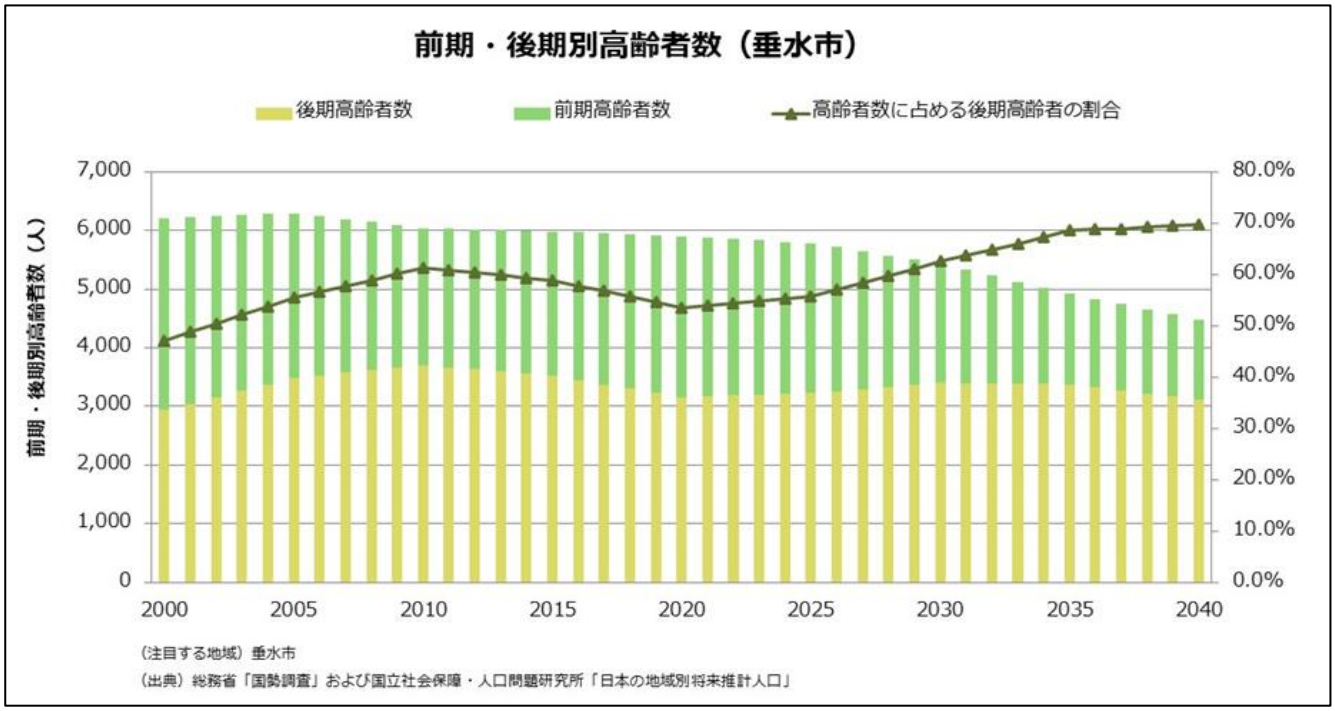
高齢者数も同様に年々減少するが、高齢者に占める後期高齢者の割合が上昇すると推計されている。（図２参照）

高齢化率は 2017 年（平成 29 年）に 40％を超え、その後も年々上昇し、2025 年（令和７年）に 46.98％となった。今後も上昇することが予想され、将来的に 50％を超えると推計されている。（図３参照）

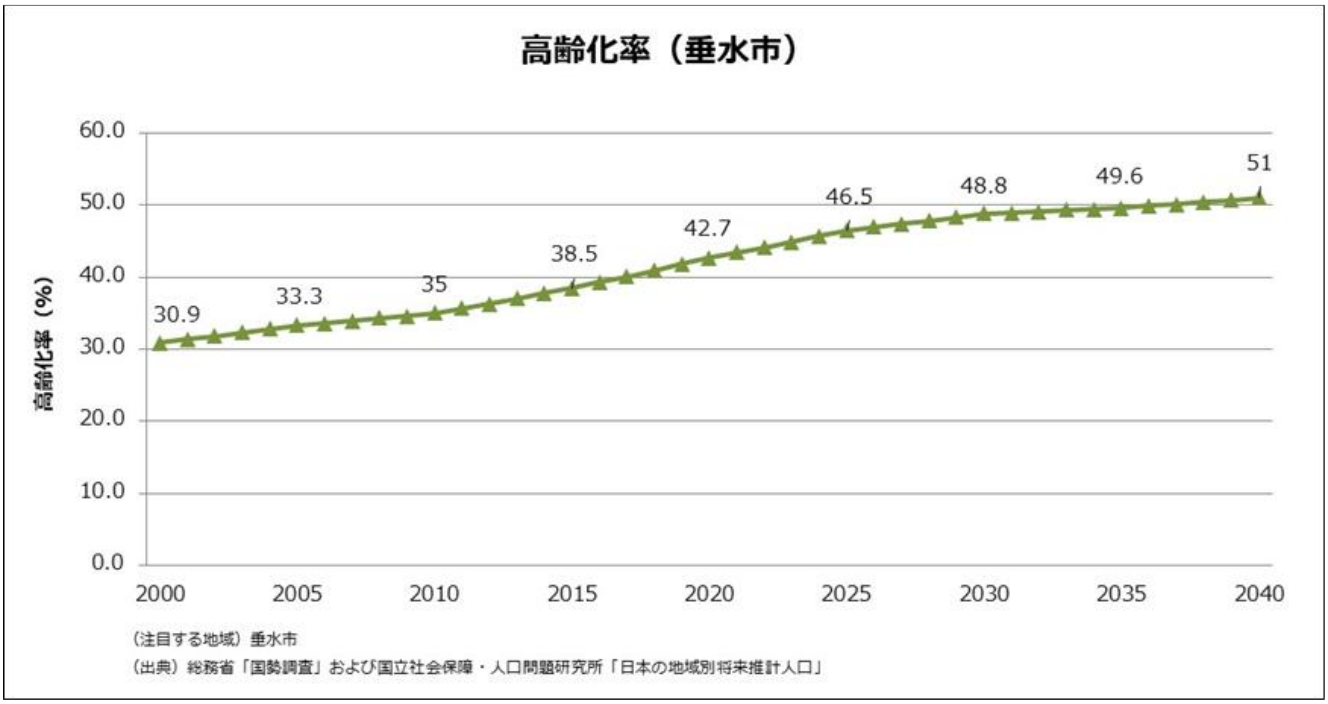
（図１）



（図２）



（図３）



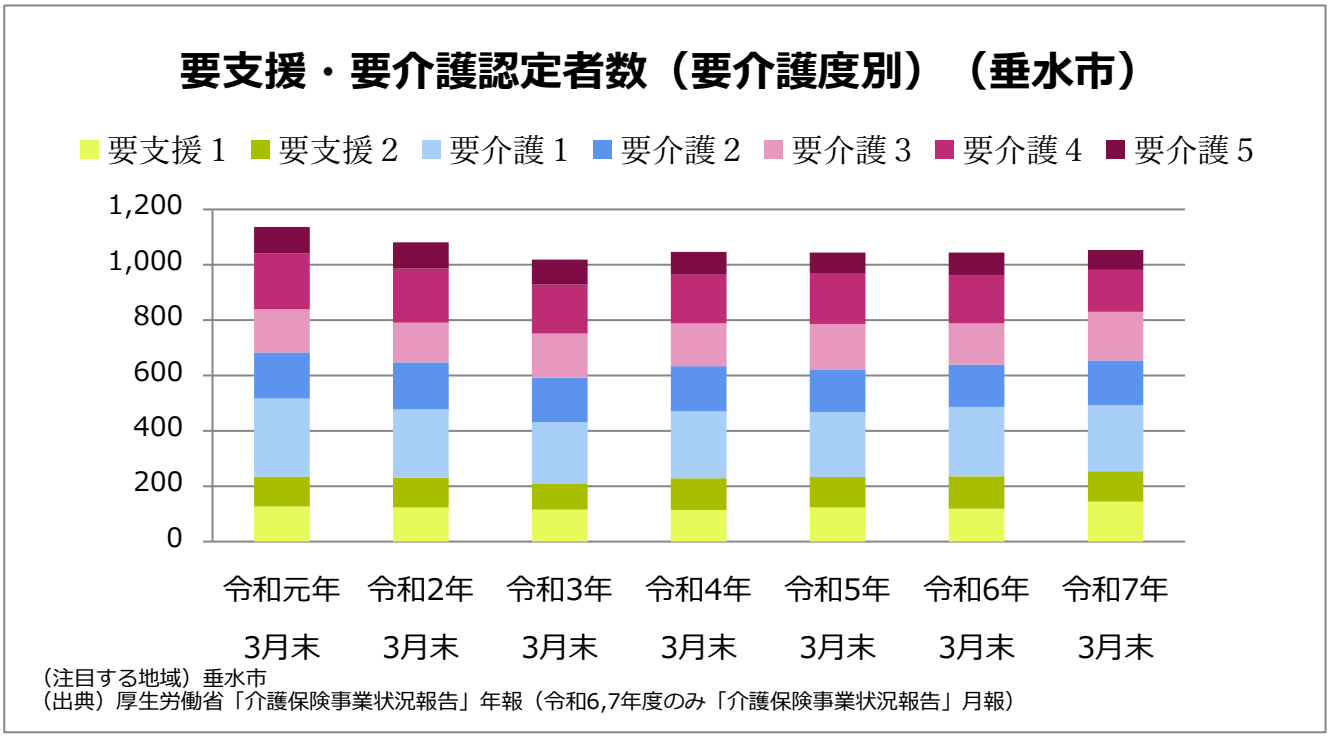
2　要支援・要介護認定者数

⑴　要介護度別の認定者数の推移

要支援・要介護認定者の年度末時点の人数は、令和元年以降、1,050 人前後で推移している。（図４参照）

認定者数はほぼ横ばいとなっているが、令和７年には団塊の世代全体が 75 歳に到達することにより、高齢者に占める後期高齢者の割合が増えることから、今後、認定者数の増加が予想される。

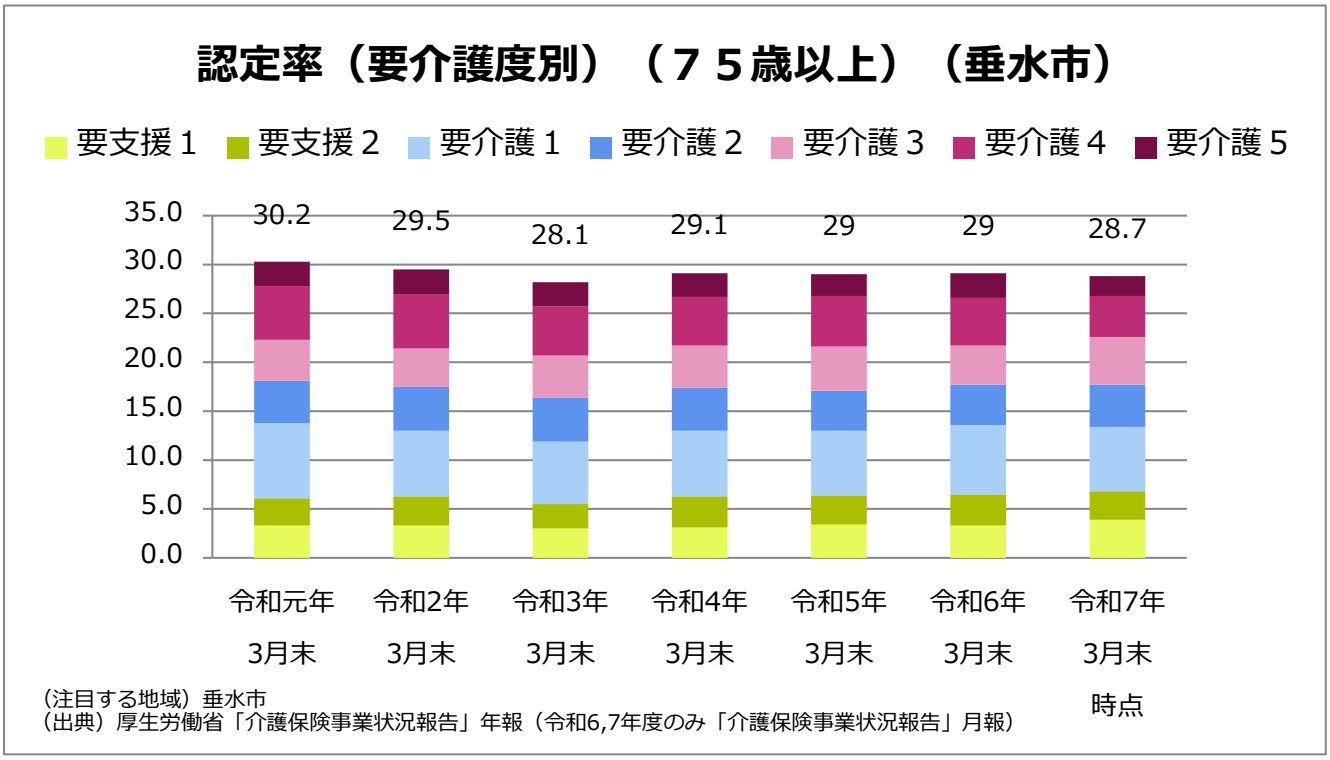
（図４）



⑵　75歳以上・85歳以上の認定率

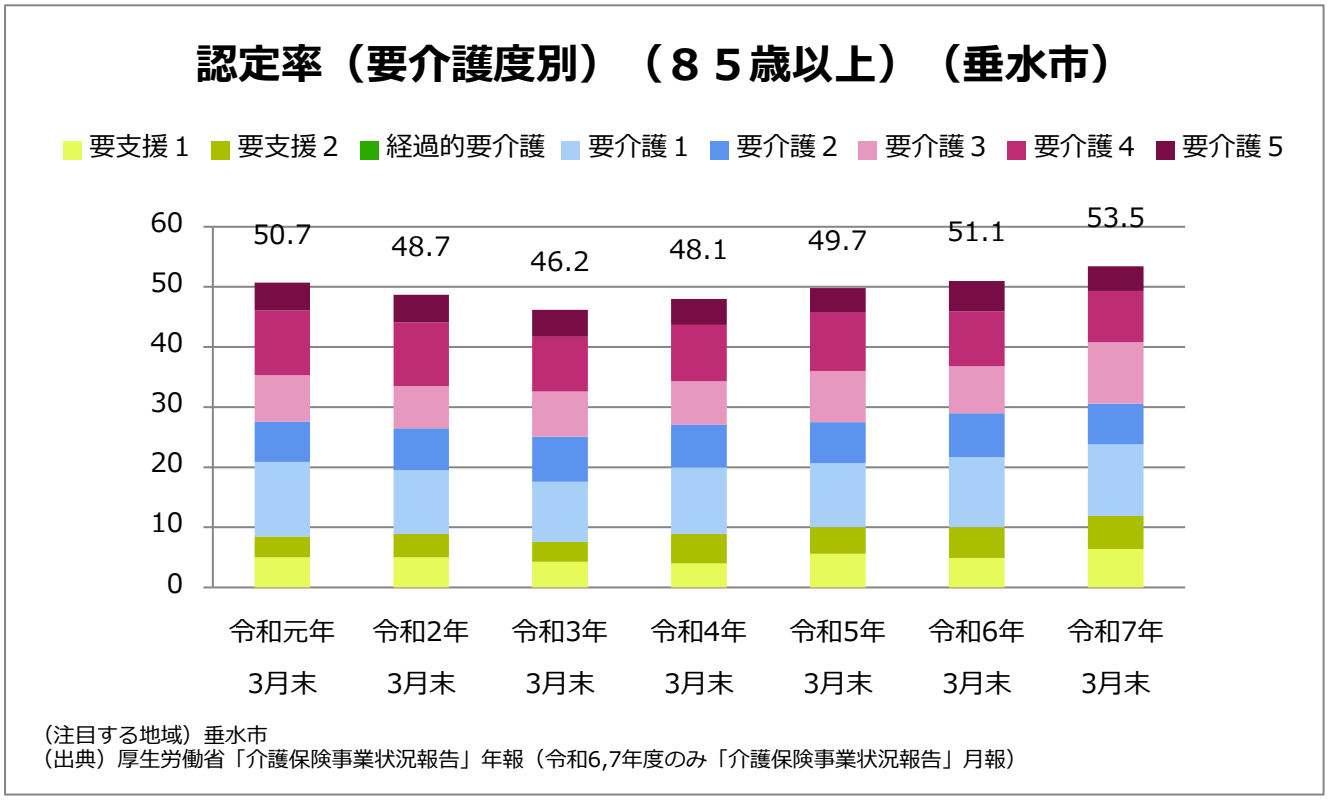
75歳以上で約3割（図5参照）、85歳以上で約5割（図6参照）が要介護認定を受けている。

（図５）



（注目する地域）垂水市
（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和6,7年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

（図６）



（注目する地域）垂水市
（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和6,7年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

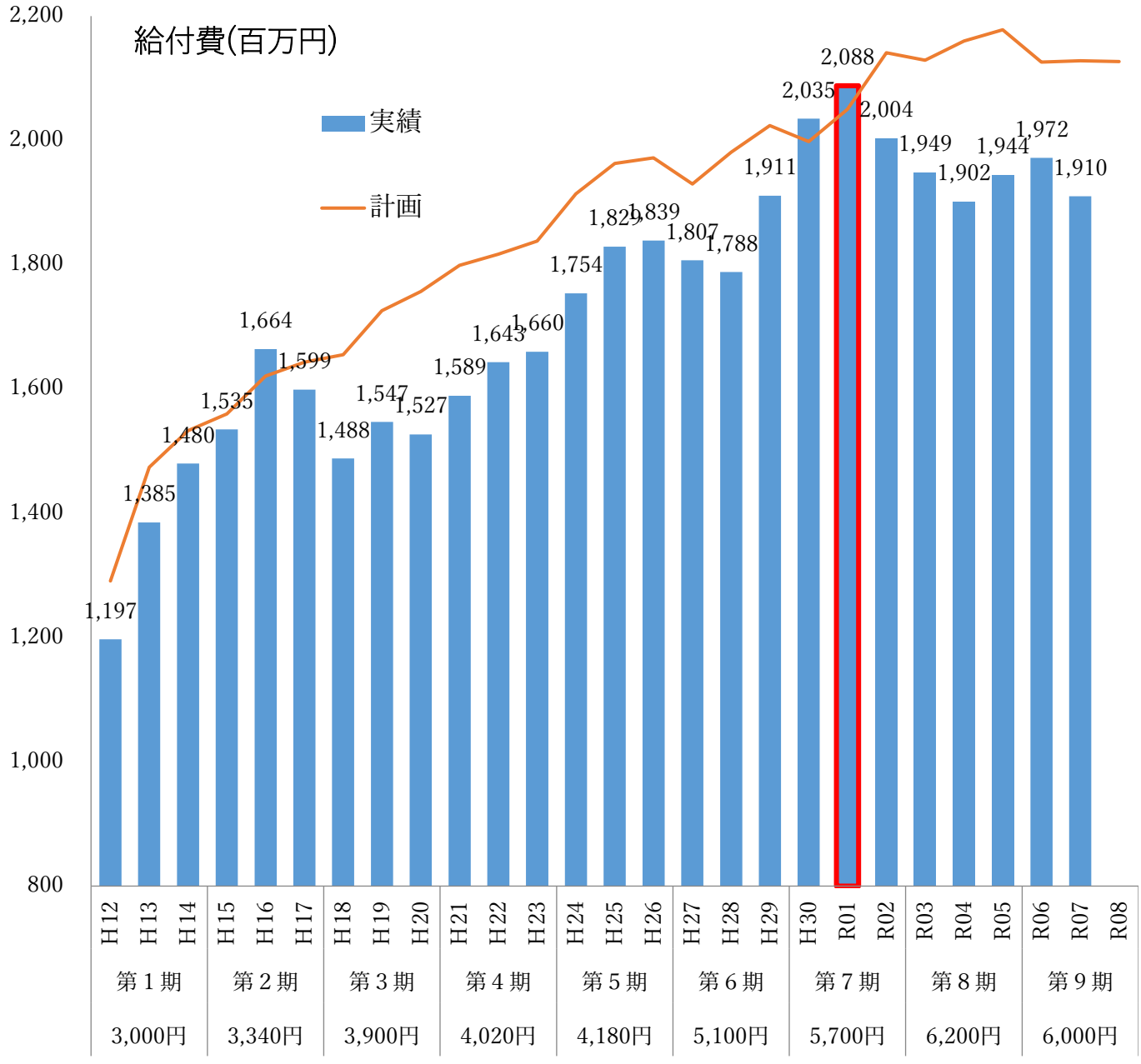
3　介護保険給付費の状況

⑴　給付費

制度開始以降、コロナ前の令和元年度までは、給付費は増加傾向で計画を超える年もあった。（図８参照）

令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症のまん延により、介護サービスの利用及び提供が減少したことで、給付費も減少していたが、令和５年度から増加傾向に転じている。

（図７）給付費の推移



⑵　サービス種別

ア　在宅サービス

平成 14 年度までは在宅系約 30％で推移していたが、国の方針もあり第２期で在宅介護の移行を推進したことから、給付費は増加し比率も約 40％となった。地域密着型サービスが始まった第３期から第６期まで、５億円程度で推移したが、第７期に入った平成 30 年度以降は６億円を超える額となり、令和７年度の給付費は約６億 7,200 万円だった。

イ　地域密着型サービス

地域密着型サービスは平成 18 年度に創設された。コロナ前の令和元年度の給付費が最も多く、コロナ禍で減少しつつ、令和７年度の給付費は約３億 3,300 万円だった。

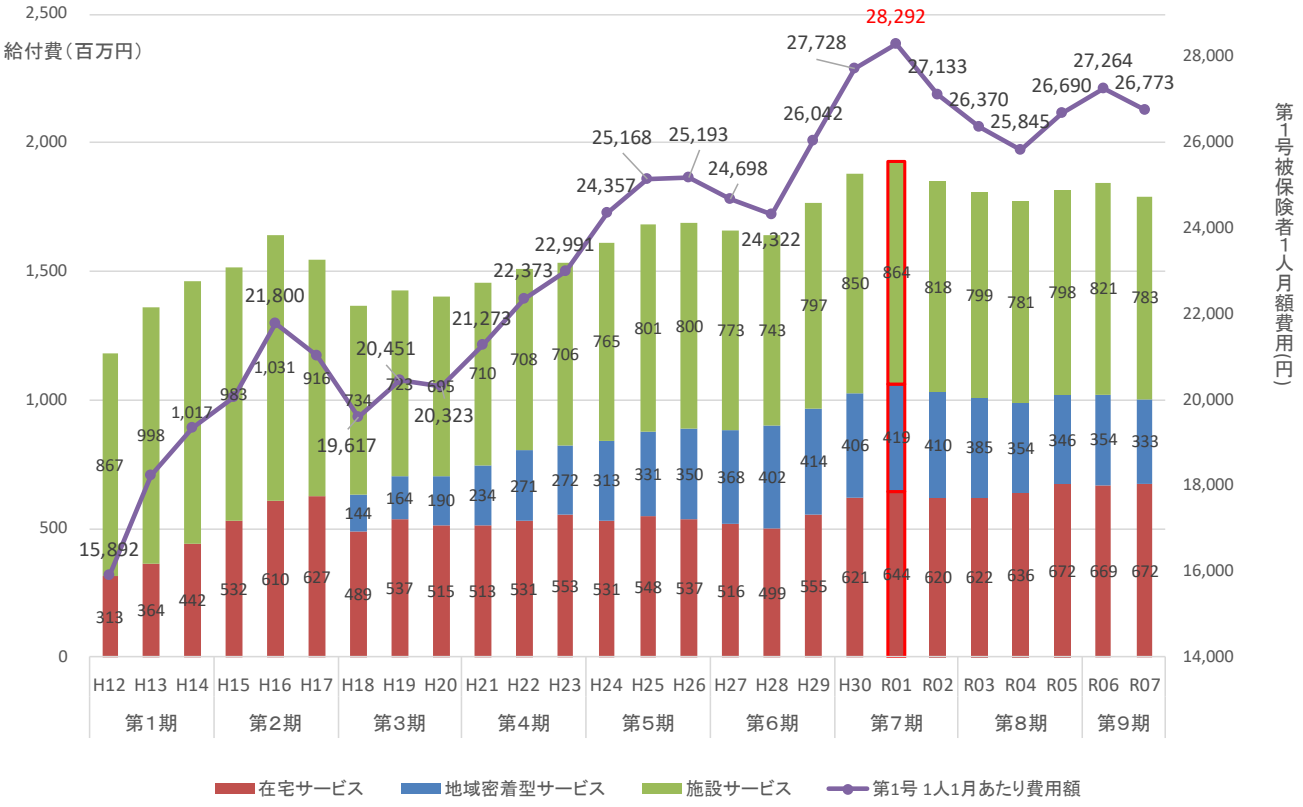
ウ　施設サービス

第１～２期の給付費は、９億円弱から 10 億円強の額で推移したが、第３期から地域密着型サービスが開始されたことに伴い、施設サービスの給付費は減少した。第１期は施設サービスが全体の約７割を超えていたが、第８期は全体の約４割となり、令和７年度の給付費は約７億 8,300 万円だった。

エ　第１号被保険者１人あたり月額費用

第１号被保険者１人あたりの月額費用は上昇傾向であったが、令和７年度は減少に転じ、令和元年度がピークとなった。

（図８）サービス種別の給付費の推移



⑶　サービス別

ア　在宅サービス

訪問系サービスと特定入所者生活介護は、前年度の実績と比べて利用者が若干減少したため給付費も減少した。また、在宅での生活を維持するために、福祉用具貸与・購入費が増加したと考えられる。

（表１）　　単位：件・円

項目	令和６年度		令和７年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
訪問介護	890	45,733,469	807	43,884,779	▲ 83	▲ 1,848,690
訪問入浴介護	167	10,582,007	144	9,116,848	▲ 23	▲ 1,465,159
訪問看護（予防含む）	929	31,009,135	989	33,881,650	60	2,872,515
訪問リハビリテーション（予防含む）	180	4,056,426	152	3,572,775	▲ 28	▲ 483,651
居宅療養管理指導（予防含む）	870	5,453,578	926	5,596,529	56	142,951
通所介護	1,346	137,260,640	1,324	137,995,292	▲ 22	734,652
通所リハビリテーション（予防含む）	2,145	124,355,634	2,282	136,383,501	137	12,027,867
短期入所生活介護（予防含む）	242	32,567,155	246	33,943,614	4	1,376,459
短期入所療養介護（老健）（予防含む）	190	19,016,471	217	18,993,897	27	▲ 22,574
短期入所療養介護（療養型）	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与（予防含む）	4,425	56,731,394	4,464	59,337,923	39	2,606,529
福祉用具購入費（予防含む）	130	3,068,257	163	4,080,038	33	1,011,781
住宅改修費（予防含む）	114	5,056,316	98	4,695,263	▲ 16	▲ 361,053
特定施設入居者生活介護（予防含む）	609	126,040,685	579	113,673,603	▲ 30	▲ 12,367,082
居宅介護支援・介護予防支援	5,745	67,613,896	5,817	66,834,687	72	▲ 779,209
合計	17,982	668,545,063	18,208	671,990,399	226	3,445,336

イ　地域密着型サービス

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」は、市外の事業所であり、地域密着型サービスの広域利用や住所地特例による利用である。

「小規模多機能型居宅介護」は、件数が減少しており、前年度の実績と比べて給付費も減少した。

（表２）　　単位：件・円

項目	令和６年度		令和７年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	32	6,185,349	44	6,627,948	12	442,599
地域密着型通所介護	341	22,870,539	336	23,307,028	▲ 5	436,489
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護（予防含む）	821	151,808,264	758	132,995,932	▲ 63	▲ 18,812,332
認知症対応型共同生活介護（予防含む）	658	170,624,371	653	169,557,442	▲ 5	▲ 1,066,929
看護小規模多機能型居宅介護	8	2,610,432	1	347,859	▲ 7	▲ 2,262,573
合計	1,860	354,098,955	1,792	332,836,209	▲ 68	▲ 21,262,746

ウ　施設サービス

施設サービスの給付費は減少傾向にあり、介護老人福祉施設では、ほぼ横ばいで推移しているが、介護老人保健施設が減少したため、前年度の実績と比べて減少した。

（表３）　　単位：件・円

項目	令和６年度		令和７年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
介護老人福祉施設	811	221,203,701	830	223,105,967	19	1,902,266
介護老人保健施設	1,935	578,788,315	1,859	531,688,299	▲ 76	▲ 47,100,016
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
介護医療院	65	20,967,264	83	28,515,789	18	7,548,525
合計	2,811	820,959,280	2,772	783,310,055	▲ 39	▲ 37,649,225

４　地域支援事業費を含めた事業費の状況

令和７年度の地域支援事業費を含めた事業費は、見込額と比べて約２億２千６百万円下回っており、前年度の実績と比べると約 6,900 万円減少した。

単位：円

（表４）

		計画の見込み額			実績		
		第８期	第９期		第８期	第９期	
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
総給付費（介護サービス・介護予防サービス）		2,160,105,471	2,125,540,617	2,128,144,174	1,943,806,489	1,971,603,077	1,909,888,630
	総給付費	2,022,974,000	1,968,512,000	1,970,919,000	1,815,599,257	1,843,603,298	1,788,136,663
	特定入所者介護サービス費等給付額	63,384,571	85,832,502	85,941,121	65,767,227	61,485,485	58,924,710
	高額介護サービス費等給付額	62,690,689	60,857,849	60,945,787	54,309,056	57,852,125	54,720,071
	高額医療合算介護サービス費等給付額	9,569,572	8,632,870	8,632,870	6,710,876	7,094,659	6,537,926
	算定対象審査支払手数料	1,486,639	1,705,396	1,705,396	1,420,073	1,567,510	1,569,260
地域支援事業費		102,887,279	100,346,000	100,346,000	96,921,238	103,407,555	95,498,015
	介護予防・日常生活支援総合事業費	44,727,793	48,457,000	48,457,000	44,762,482	46,743,082	50,552,694
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	44,087,276	36,089,000	36,089,000	38,886,972	43,111,342	31,423,075
	包括的支援事業（社会保障充実分）	14,072,210	15,800,000	15,800,000	13,271,784	13,553,131	13,522,246
合計		2,262,992,750	2,225,886,617	2,228,490,174	2,040,727,727	2,075,010,632	2,005,386,645

議題（２）

第９期介護保険事業計画等の進捗状況について

介護保険法等の位置付け

1　介護保険法

厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）を定める。

市町村は、基本指針に即して、３年を１期とする介護保険事業計画を定める。

市町村は、計画に定めた施策の実施状況、目標の達成状況に関する調査・分析を行い、実績に関する評価を行い、その結果の公表に努める。

（第 116 条、第 117 条から一部抜粋）

2　介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）

市町村介護保険事業計画は、各年度において、その達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を行うことが重要である。

計画には、次の取組及び目標設定を記載することとする。

⑴　被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止

⑵　介護給付の適正化

（基本指針第２から抜粋）

3　介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成 30 年厚生労働省）

計画の進捗管理に活用できる３つの指標

⑴　介護保険事業（支援）計画上のサービス見込み量等の計画値

⑵　自立支援・重度化防止等の「取組と目標」

⑶　保険者機能強化推進交付金に関する評価指標

計画の基本方針

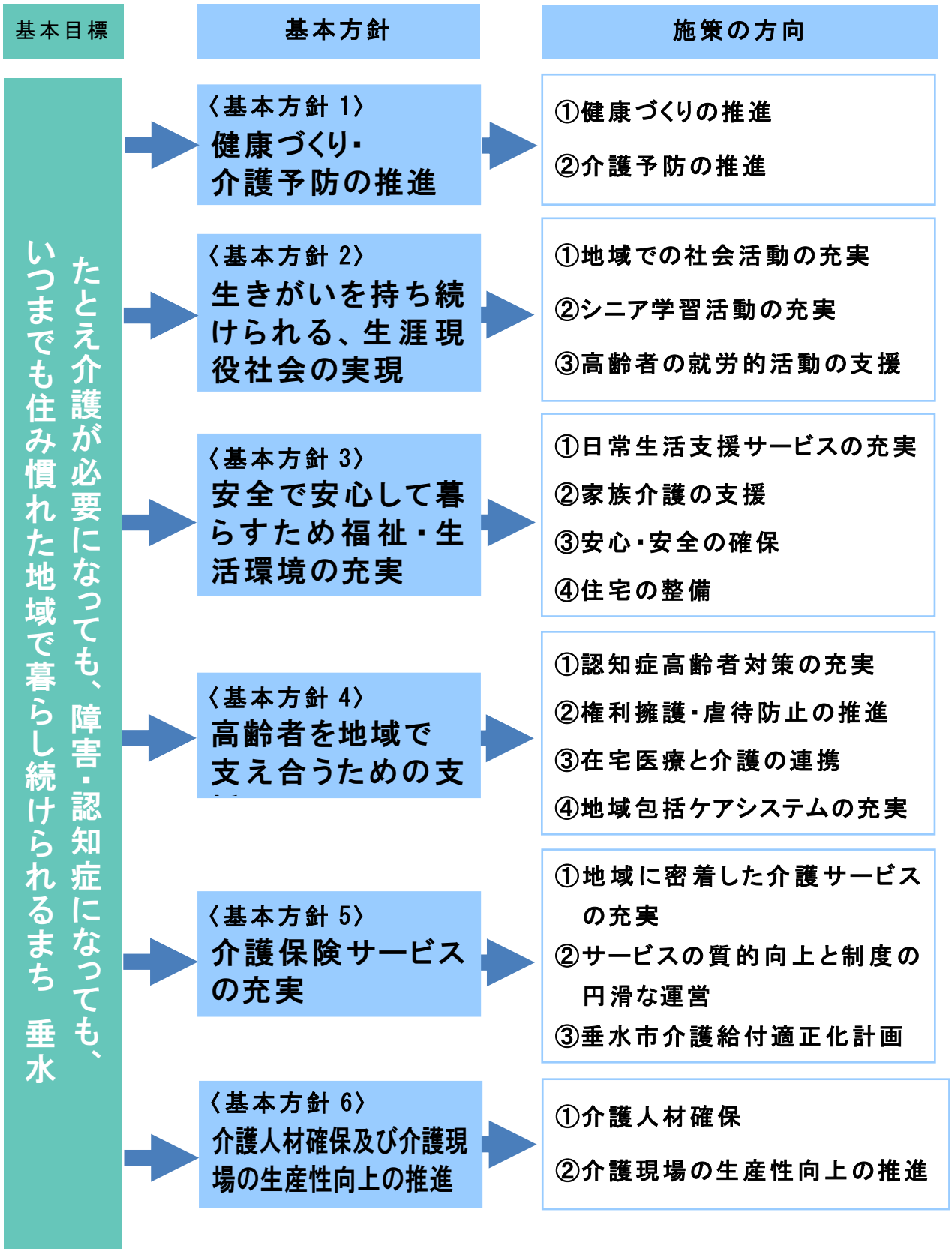
【基本方針】

基本方針１	安全で安心して暮らすため福祉・生活環境の充実
基本方針２	健康づくり・介護予防の推進
基本方針３	生きがいを持ち続けられる、生涯現役社会の実現
基本方針４	介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進
基本方針５	介護保険サービスの充実
基本方針６	高齢者を地域で支え合うための支援

（垂水市第９期高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画　７ページから抜粋）

施策体系

垂水市第９期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
［令和６年度から令和８年度］の施策体系



（垂水市第９期高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画　９ページから抜粋）

垂水市における高齢者自立支援施策の目標値及び実績

重点施策	目標項目	内容	目標指数	Ｒ７年度 実績	Ｒ８年度 目標
健康づくりの推進・重度化防止	介護予防事業の取組	介護予防に係る教室や講演会等を開催し、通いの場等の充実を図ります。	通いの場への65歳以上の参加者数（延べ人数）	921人	700人
	地域リハビリテーション専門職等の関与	理学療法士等の専門職が関与することで高齢者の自立支援・重度化防止に取組みます。	理学療法士等の専門職が関与した利用者数	２人	20人
	たるみず元気プロジェクトの推進	鹿児島大学と共同で継続的に、高齢者等の健康増進・介護予防を推進するとともに、医療・介護職等の人材育成につなげます。	健康チェック参加者数	800人	1,500人
認知症高齢者対策の充実	認知症サポーターの育成	地域の中で認知症への正しい理解を深め、支援する取組としてサポーターの養成に努めます。	サポーター養成数（延べ人数）	1,595人	1,200人
	チームオレンジの推進	近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の方の社会参画の確保を推進します。	チーム数	３チーム	５チーム
在宅医療と介護の連携	在宅医療・介護の一体的な提供体制の構築	医療・介護の切れ目ないサービス提供を実施するため医療機関と介護事業所の連携を図ります。	入退院時情報連携シート発出数	入院時 367件 退院時 461件	入院時 500件 退院時 500件
地域包括ケアシステムの充実	認知症高齢者等に対する生活支援体制整備事業との連携	認知症等になっても地域で暮らし続けられるよう、情報交換等を行う協議体の設置を推進します。	協議体数	９か所	９か所
	医療・介護・障害分野等との連携強化	保健事業と介護予防の一体的な実施に向けて関係課と連携します。	高齢者が集う場所等への関係課との事業協働実施数	16回	24回
介護給付適正化	ケアプラン点検	地域密着型事業所等の運営指導時等にケアプラン点検を行います。	点検件数	243件	250件
	要介護認定の適正化	介護保険申請を適正に行います。	介護保険サービスを利用していない認定者への状況調査数	30件	30件
	地域密着型事業所等の運営指導	運営指導を計画的に実施し、介護報酬請求等の適正化に努めます。	計画的に運営指導を実施する事業所数	５事業所	５事業所

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）（令和７年度）

タイトル	健康づくりの推進・重度化防止

現状と課題

本市の高齢化率は年々増加し、令和７年度末時点で 46.98％となった。

令和２年度に実施された国勢調査から、総世帯数 6,545 世帯のうち、高齢者単身が 1,422 世帯との結果が得られた。近年、要介護認定数に大きな増減はない。

介護予防に関する取組は継続して行うことが効果を生み出すと考えられ、重点施策に位置付けている。社会福祉協議会が実施するサロン、地区公民館、老人クラブの活動を活用した介護予防の普及は、今年度も継続して実施した。

また、鹿児島大学・垂水中央病院と協働で実施している、たるみず元気プロジェクトの「健康チェック」については、令和５年度からは参加人数の制限を緩和しているが、計画に位置付けた目標値には大きく届いていない。

第９期における具体的な取組

１　介護予防事業の取組

介護予防に係る教室や講演会等を開催し、通いの場等の充実を図る。

２　地域リハビリテーション専門職等の関与

理学療法士等の専門職が関与することで高齢者の自立支援・重度化防止に取り組む。

３　たるみず元気プロジェクトの推進

鹿児島大学と共同で継続的に、高齢者等の健康増進・介護予防を推進するとともに、医療・介護職等の人材育成につなげる。

目標（事業内容、指標等）及び実績

項　目	R08 目標	R06 実績	R07 実績
通いの場への 65 歳以上の参加者数（延べ人数）	700 人	736 人	921 人
理学療法士等の専門職が関与した利用者数	20 人	2 人	2 人
健康チェック参加者	1,500 人	844 人	800 人

評価に用いた情報

１　介護予防事業の取組

⑴　はんとけん体操教室

NPO 法人ウェルスポ鹿屋（鹿屋体育大学）に、体操教室の講師等を委託し、「はんとけん体操教室（貯筋運動とスクエアステップを組み合わせた運動教室）」の開催や、体操教室のフォローアップ活動を 16 か所で実施した。

⑵　介護予防教室

老人クラブやサロンの研修会等で「通いの場」の普及に努め、令和７年度は 16 か所での実施となった。

⑶　認知力アップ教室

社会福祉法人桜岳会（桜島苑）との委託契約により、認知症予防を目的とした認知力アップ教室（脳若トレーニング）を２地区で開催した。

２　地域リハビリテーション専門職等の関与

垂水中央病院やNPO法人ウェルスポ鹿屋のリハ専門職等の協力により、介護職員向け講習会を９回、個人宅へのリハ職の訪問を２回実施した。

３　健康チェック

令和７年度は医療機関における感染対策に準じた取扱いを継続した上で、全部で10回開催し、800人の参加があった。また、国保の特定検診とセットで受診可能な合同検診日を設けることで、新規受診者獲得及び受診者の利便性向上を図った。

自己評価結果（考察・課題・今後の見直し等）

１　介護予防事業の取組

運動教室を目的とした、住民主体の「通いの場」は16か所あるが、参加者が固定化しているという課題がある。継続的な運営支援として、リーダー育成の交流会等を実施していく。

また、市内９地区において、介護予防普及啓発事業として、鹿俣体育研究所による新たに教室を開講し、参加者の増加を図る。

２　地域リハビリテーション専門職等の関与

医療機関やNPO法人への委託により、体操教室の講習会、高齢者宅・介護事業所への訪問、介護職員を対象とした講習会、地域ケア会議においてリハ専門職が関与できる体制が整備されている。効果的・効率的な取組となるよう、委託先と協議を重ね、今後も継続して事業を実施していく。

３　たるみず元気プロジェクトの推進

令和７年度は更なる参加者増に向けて、53か所の対面ＰＲ活動や市内医療機関・事業所へのポスター掲示、国保特定検診との合同検診日の設定や紹介者特典等の施策を実施したが、令和６年度より44名減の800名の参加者となった。

また、筋力低下の予防を目的としたサルコサイズ教室や家庭血圧計の貸出を行う重症化高血圧ＺＥＲＯ！教室など、健診結果を基にした事業を継続することで、保健師等のスキルアップにもつながっている。

参加者の満足度は94%であり、継続率も73%であることから、事業内容には満足いただけるものと考えていることから、新規受診者の獲得が課題であると考えている。

今後は市報・ラジオ・youtube等の各種広報媒体を用いたＰＲや、サロン等訪問による対面ＰＲ等を実施するなどして、参加者の増加を図っていく。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）（令和７年度）

タイトル	認知症高齢者対策の充実

現状と課題

厚生労働省の研究によると、認知症の高齢者は、令和７年には 471 万 6000 人となり、団塊ジュニアの世代が 65 歳以上になる令和 22 年には 584 万 2000 人にのぼると推計している。令和 22 年には高齢者のおよそ 15%、6.7 人に１人が認知症と推計されている。

認知症に対する住民の正しい理解については、これまでの啓発活動等で少しずつ理解が進んでいると感じられるが、根強い偏見や誤解により本人や家族に必要な支援が届かないケースもある。

そのため、認知症の方々の交流の場の設置や、認知症サポーター等の育成及び活動支援、認知症高齢者の早期発見や病院受診等につなげるための活動を充実などが必要である。

第９期における具体的な取組

１　認知症サポーターの育成

地域の中で認知症への正しい理解を深め、支援する取組としてサポーターの養成に努める。

２　チームオレンジの推進

近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の方の社会参画の確保を推進する。

目標（事業内容、指標等）及び実績

項　目	R08 目標	R06 実績	R07 実績
認知症サポーター養成数（延べ人数）	1,200 人	1,466 人	1,595 人
チームオレンジの推進	５チーム	１チーム	３チーム

【認知症サポーター】

認知症に対する正しい知識を学び、地域で暮らす認知症の方や、その家族に対してできる範囲で手伝いを行う人

【認知症キャラバンメイト】

認知症に関する知識や体験等を地域、職域、学校等に伝えることができる人

【認知症カフェ】

認知症の人やその家族、各専門家、地域住民が、定期的にお互いの悩みや不安を語り合うことができる交流、相談等の集いの場

【チームオレンジ】

認知症の方やその家族の支援ニーズと認知症サポーター等の支援者をつなぐチーム

評価に用いた情報

1　認知症サポーター、キャラバンメイトの育成

令和７年度の実績

認知症サポーター養成講座	7 回
認知症サポーター数（年度末時点）	1,595 人
認知症キャラバンメイト連絡会	3 回
認知症キャラバンメイト数（年度末時点）	42 人

2　チームオレンジの推進

チームオレンジの整備　１チーム

（認知症の方・家族・多職種の地域サポーター等でつくるチームの整備数）

自己評価結果（考察・課題・今後の見直し等）

1　認知症サポーターの育成

「新しい認知症観」に基づいた認知症サポーターの育成活動として、現役世代を対象に一般公募による講座の休日開催などに取り組んだ。また、幅広い層への啓発活動として認知症啓発映画の上映会を開催したところ 269 人の来場があり、市民の認知症に対する関心の高さがうかがえた。

今後は、高齢者サロンや小・中学校での講座開催とともに、現役世代を対象とした認知症サポーターの育成も進めていく。

2　チームオレンジの推進

令和７年度は新たに２つのチームオレンジが発足し、累計で３つのチームオレンジが活動している。特に令和５年度に発足した境地区の「チーム境浜」は毎月１～２回の活動を継続して行っており、認知症対策だけでなく地域コミュニティの活性化にもつながっている。

市内４生活圏域のうち２圏域についてはチームオレンジがないため、今後、認知症サポーター養成講座を受講済みの高齢者サロンや民生委員のグループを対象に、チームオレンジについての理解浸透を図り、ステップアップ講座の開催とチームオレンジの設立を図っていきたい。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）（令和７年度）

タイトル	在宅医療と介護の連携

現状と課題

市内で入院できる病床を有する医療機関は垂水中央病院のみで、その病床数は 126 床と限られている。また、高齢化が進む中、医療と介護の両方の需要を有する高齢者は増加することが見込まれる。

切れ目のない入退院支援、在宅療養者への医療と介護の提供にあたっての医療・介護従事者の連携のため、介護支援専門員等を中心とした情報の共有など、在宅医療と介護の連携は重要な位置づけとしている。

入退院時情報連携シートの活用は浸透してきているが、感染対策として面接などの対面での対応に制限がかかり、入退院の支援に影響が及ぶ場合もある。

【入退院時情報連携シート】

大隅地域振興局管内において、入退院時の医療機関と市内介護事業所が対象者の情報を共有するための統一された様式

第９期における具体的な取組

在宅医療・介護の一体的な提供体制の構築

医療・介護の切れ目ないサービス提供を実施するため医療機関と介護事業所の連携を図る。

目標（事業内容、指標等）及び実績

項　目	R08 目標	R06 実績	R07 実績
入退院時情報連携シート発出数	入院時 500 件 退院時 500 件	入院時 315 件 退院時 401 件	入院時 367 件 退院時 461 件

目標の評価方法

大隅地域振興局管内において、統一された入退院時情報連携シートを活用し、同シートにより医療機関と情報共有する。

また、平成 25 年からこれまで、本市あんしんノート（エンディングノート）を活用しているが、垂水中央病院と７回協議を重ねて見直し版を作成。併せて、活用ガイドも作成し、今後、活用推進を図る。

自己評価結果（考察・課題・今後の見直し等）
令和６年度に大隅地域振興局が中心となり、既存の手引きの運用・改善を進め、医療側の意見と介護支援専門員の意見を集約し、「大隅地区入退院支援ルール手引き」の見直しを行った。 市内の医療機関や介護支援専門員も研修会に参加し、情報共有が図られている。 令和７年度は新しい入退院時情報連携シートによる連携が図られた。 情報連携シートの普及のため、病院内の会議や研修会を利用して、引き続き、職員への啓発を行った。 令和６年度からは、「医療・介護連携推進事業」として、垂水中央病院、訪問看護ステーション、消防本部及び包括支援センターによる連絡会を定期的に開催している。 令和７年度は、「介護施設の未来を支える業務改革」をテーマに在宅医療・介護連携推進研修会を３回開催した。 あんしんノートについても、上記連絡会で内容の見直しや普及等に関して協議を行っている。 介護保険サービスを未利用の独居高齢者、認知症高齢者など、市独自の調査を実施するにあたり、「緊急連絡カード」を調査員が訪問時に配布した上で、カードへの記載支援を行い、緊急時に気付きやすい室内の場所に張り付けを行った。 【緊急連絡カード】 自分の住所、氏名、生年月日、血液型などの情報のほか、かかりつけ医、緊急連絡先（家族・友人）などをＡ４サイズのカードに記したもの

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）（令和７年度）

タイトル	地域包括ケアシステムの充実

現状と課題

本市の高齢化率は、令和７年度末時点で 46.98％となっており、年々高齢化が進行している。その中でも高齢者夫婦のみ、高齢者単身世帯の割合も多く、令和２年度の国勢調査では、市内の５軒に１軒は高齢者単身世帯という結果が得られている。

地域での交流や社会参加活動は、コロナ禍以前ほど活発なものとはなっていないため、生活支援体制整備事業や他分野との連携により、要援護者の把握に努める必要がある。

【地域包括ケアシステム】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むために、介護サービスを含む限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用し、自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制

第９期における具体的な取組

１　認知症高齢者等に対する生活支援体制整備事業との連携

認知症等になっても地域で暮らし続けられるよう、情報交換等を行う協議体の設置を推進する。

２　医療・介護・障害分野等との連携強化

保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた関係課と連携する。

目標（事業内容、指標等）及び実績

項　目	R08 目標	R06 実績	R07 実績
協議体	８か所	９か所	９か所
高齢者が集う場所等への関係課との事業協働実施数	24 回	16 回	16 回

目標の評価方法

１　認知症高齢者等に対する生活支援体制整備事業との連携

生活支援体制整備事業と認知症地域支援・ケア向上事業について、平成 27 年度からＮＰＯ法人に業務委託することで、地域の実情に精通しコーディネート機能を発揮している。

２　保健事業と介護予防事業の一体的な取組

高齢者等の心身の多様な課題に対応するために、医療・介護・保健等のデータ分析を行いながら、関係課と連携して事業を実施した。

自己評価結果（考察・課題・今後の見直し等）
1　認知症高齢者等に対する生活支援体制整備事業との連携 地域での認知症高齢者等の見守り活動を推進するため、市内全９地区への生活支援体制整備事業第２層協議体の設置を令和６年度に完了した。 また、生活支援体制整備の推進については、互助や遠目の見守りの意識が地域住民に浸透し広がっている。サロン活動等の組織的な活動において、リーダーの高齢化などによる人材不足が課題となっている。 2　医療・介護・障害分野等との連携強化 本市における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組実施のため、保健事業担当部署と月１回の協議を行った。市民課国保係を中心に、住民が集まる「通いの場」において健康相談を行っている。 また、個別の困難事例について、関係課が持つ情報や考え方を共有し、医療・介護・福祉・保健事業等のサービスの一体的な実施を図るため、「垂水市高齢者保健福祉関係者連絡会」を設置し、定期的な協議を行っている。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）（令和７年度）

タイトル	介護給付適正化

現状と課題

介護給付の適正化は、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資する取組である。

要介護認定の適正化、ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合の主要３事業に取り組んでいるが、ケアプラン点検、住宅改修等の点検における事務職員の専門的知識の習得が課題である。

また、住宅改修等の際にリハビリテーション専門職に現地立会いしてもらい、利用者にとって適正なプランとなっているか検証する機会を増やすことで、介護給付費の適正化につながる。

第９期における具体的な取組

１　ケアプラン点検

⑴　運営指導の対象事業所の全利用者のケアプランを確認する

⑵　住宅改修、福祉用具の貸与及び購入における点検

ケアプランに基づく適切な介護サービスであったか確認する。特に 10 万円以上の住宅改修では、現地立会いの上事前に審査を行い、改修後も訪問して自立に役立ったか検証する。

また、福祉用具の貸与・購入後にも、利用者宅を訪問し、自立に役立つ貸与・購入であったかを確認する。

２　要介護認定の適正化

認定調査員に研修等の機会を設け、スキルアップを図る。

認定調査員の抱える課題等を把握、分析し、課題の共有化と課題解決に取り組む。

３　地域密着型事業所等の運営指導

運営指導を計画的に実施し、介護報酬請求等の適正化に努める。

目標（事業内容、指標等）及び実績

	R8 年度目標値	R06 実績	R07 実績
ケアプラン点検	300 件	313 件	243 件
要介護認定の適正化	30 件	30 件	30 件
地域密着型事業所等の運営指導	５事業所	６事業所	５事業所

評価に用いた情報

令和７年度のケアプラン点検の内訳

内　容	件　数
運営指導	112 件
住宅改修	80 件
軽度者の福祉用具貸与	5 件
福祉用具購入	44 件
目安の日数を上回る短期入所生活介護	2 件
合　計	243 件

自己評価結果（考察・課題・今後の見直し等）

1　ケアプラン点検

⑴　運営指導

解決すべき課題の把握（アセスメント）、ケアプランへの同意、介護保険サービス以外の計画への位置付けなど、運営指導時における事業所の全利用者のケアプランを点検し、適切なケアマネジメント手法を再検討する場となった。

ケアプラン作成の資格のない事務職員が点検する場合もあるが、研修に参加するなどして、ケアプランの内容の理解に努め、介護支援専門員の気づきのきっかけとなれるよう引き続き点検を行っていく。

⑴　住宅改修・福祉用具貸与

住宅改修、軽度者への福祉用具貸与の事前申請等に添付されるケアプランについても、有効で効果的なサービス利用となるよう点検し、改修や貸与の必要性や、不足しているものはないか、担当する介護支援専門員に確認を行った。

2　要介護認定の適正化

肝属・曽於地区の調査員が参加する研修を受講し、グループワークにより、認定調査項目における判断に迷う事例を討論し、情報共有することができた。

認定の申請・更新時において要介護認定の目的等の説明し、簡易チェックシート及び聞き取り調査によってサービス未利用をなくすように取組を実施している。

3　地域密着型事業所等の運営指導

令和７年度に計画した５事業所の運営指導を実施した。

人員、設備、運営に関する基準を満たすものであるか、介護報酬請求が適正かどうかを項目ごとに５名の市職員で確認している。運営指導の点検項目が多岐にわたっており、実施に５～６時間を要するため、事前に必要書類等の提出を受け、確認することで、当日の負担軽減を図った。

介護報酬・加算、介護保険給付の対象外となっている宿泊費・食費・おむつ代等の記録と請求書を比較するなど、事業所全体の運営状況の把握に努めている。

議題（３）

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標等について

交付金の趣旨

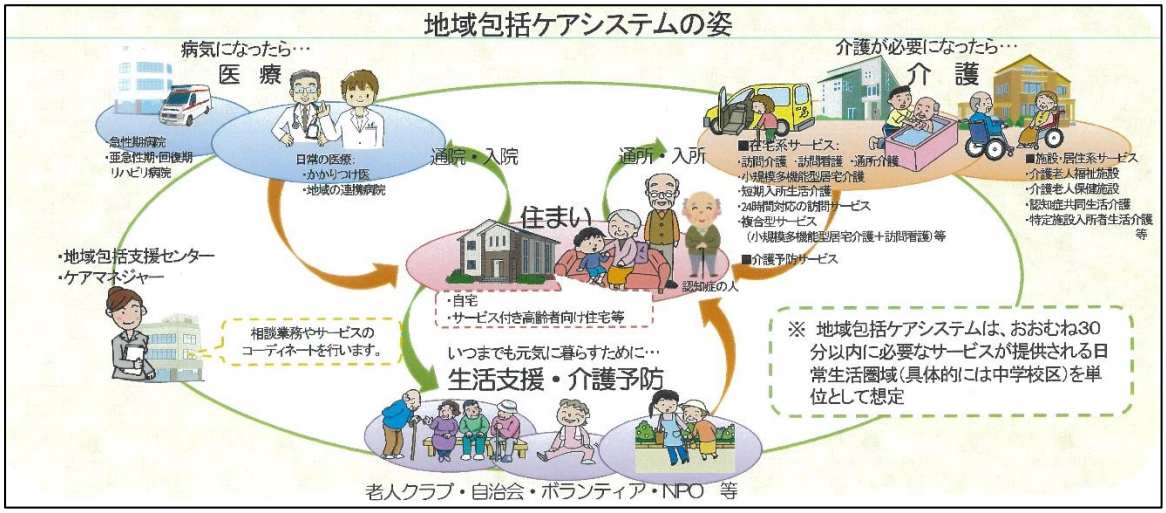
市町村や都道府県の様々な取組を評価できるよう、国が客観的な指標を設定し、その地方公共団体の自立支援、重度化防止等の取組状況に応じた国の交付金制度である。

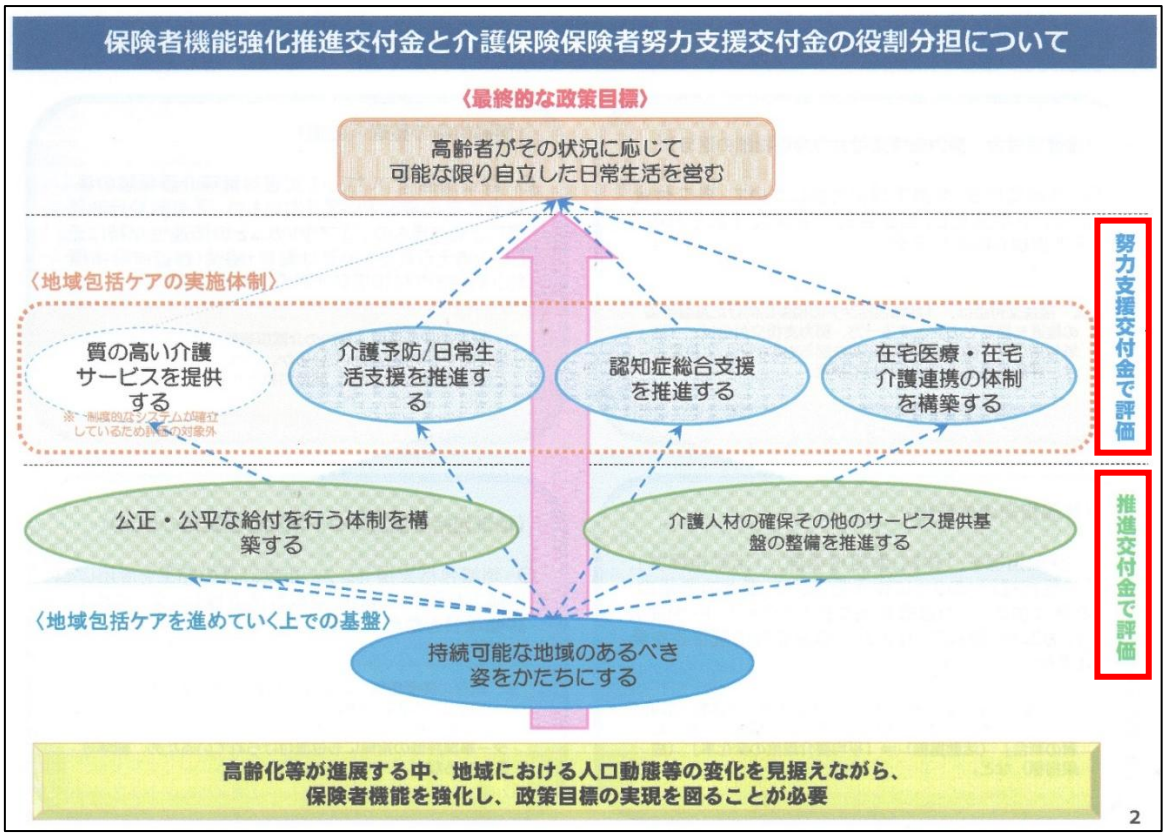
1　保険者機能強化推進交付金

介護保険事業計画の進捗管理や介護給付費の適正化に関する取組など、*地域包括ケアの構築に向けた基盤整備の推進*を図る

2　介護保険保険者努力支援交付金

介護予防・健康づくり等の*地域包括ケアに関する取組の充実*を図る





基準額の算定方法及び交付額について

1　算定方法

市町村を１号被保険者の規模別（５つに区分）に分類し、分類ごとに交付金の配分額が設定され、調査結果（得点状況）に基づき交付額が算定される。

令和６年度評価指標（市町村分）による評価点数を踏まえ、次の計算式に基づき、計算して得た額とする。

①基本配分枠

$$\text{第一号被保険者規模別配分額} = \text{推進交付金・支援交付金の予算額の一部} \times \frac{\text{当該規模別の第一号被保険者数の合計}}{\text{全国の第一号被保険者数の合計}}$$

$$\text{基本配分枠} = \text{第一号被保険者規模別配分額} \times \frac{\text{当該市町村の評価点数} \times \text{当該市町村の第一号被保険者数}}{\text{（各市町村の評価点数} \times \text{各市町村の第一号被保険者数）の規模別合計}}$$

②アウトカム配分枠（令和６年度創設）

③保険者機能強化推進枠（令和６年度創設）

2　交付額

令和８年度

保険者機能強化推進交金	1,445 千円
介護保険保険者努力支援交付金	2,767 千円
合計	4,212 千円

（参考）

令和７年度

保険者機能強化推進交金	1,605 千円
介護保険保険者努力支援交付金	2,933 千円
合計	4,538 千円

令和６年度

保険者機能強化推進交金	1,605 千円
介護保険保険者努力支援交付金	2,673 千円
合計	4,278 千円

本市の課題

1　地域ケア会議

地域ケア会議を開催し、個別ケースの課題分析は行っているが、その積み上げによる地域に必要な社会資源の開発や地域づくりを進めるまでに至っていない。

今後さらに要支援者の自立支援に向けた多職種連携を強化する必要がある。

2　在宅医療・介護連携

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、市内医療機関を中心とした多職種協働により、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を推進していかなければならない。

議題（４）

介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者実態調査の結果について

1　調査の概要

（１）調査目的

令和９年度から令和 11 年度までの高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定するにあたり、既存データでは把握困難な高齢者等の実態や意識・意向を調査・分析することにより計画策定の基礎資料とすることを目的に実態調査を実施した。

（２）調査の対象

・一般高齢者調査（要介護認定を受けていない 65 歳以上の方）
・若年者調査（要介護認定を受けていない 40 歳～64 歳の方）
・在宅要介護者調査（要介護認定者のうち、施設に入所していない 65 歳以上の方）

（３）調査期間

令和７年 11 月 19 日～令和８年２月６日

（４）調査数

調査の種類	一般高齢者調査	若年者調査	在宅要介護(要支援)者調査
配布数	1000 件	1200 件	779 件
回収数	507 件	531 件	410 件
回収率	50.7%	44.3%	52.6%

※報告書利用上の注意
・単一回答における構成比（%）は、百分比の小数点第２位を四捨五入しているため、合計は 100%と一致しない場合があります。
・構成比（%）は、回答人数を分母として算出しています。

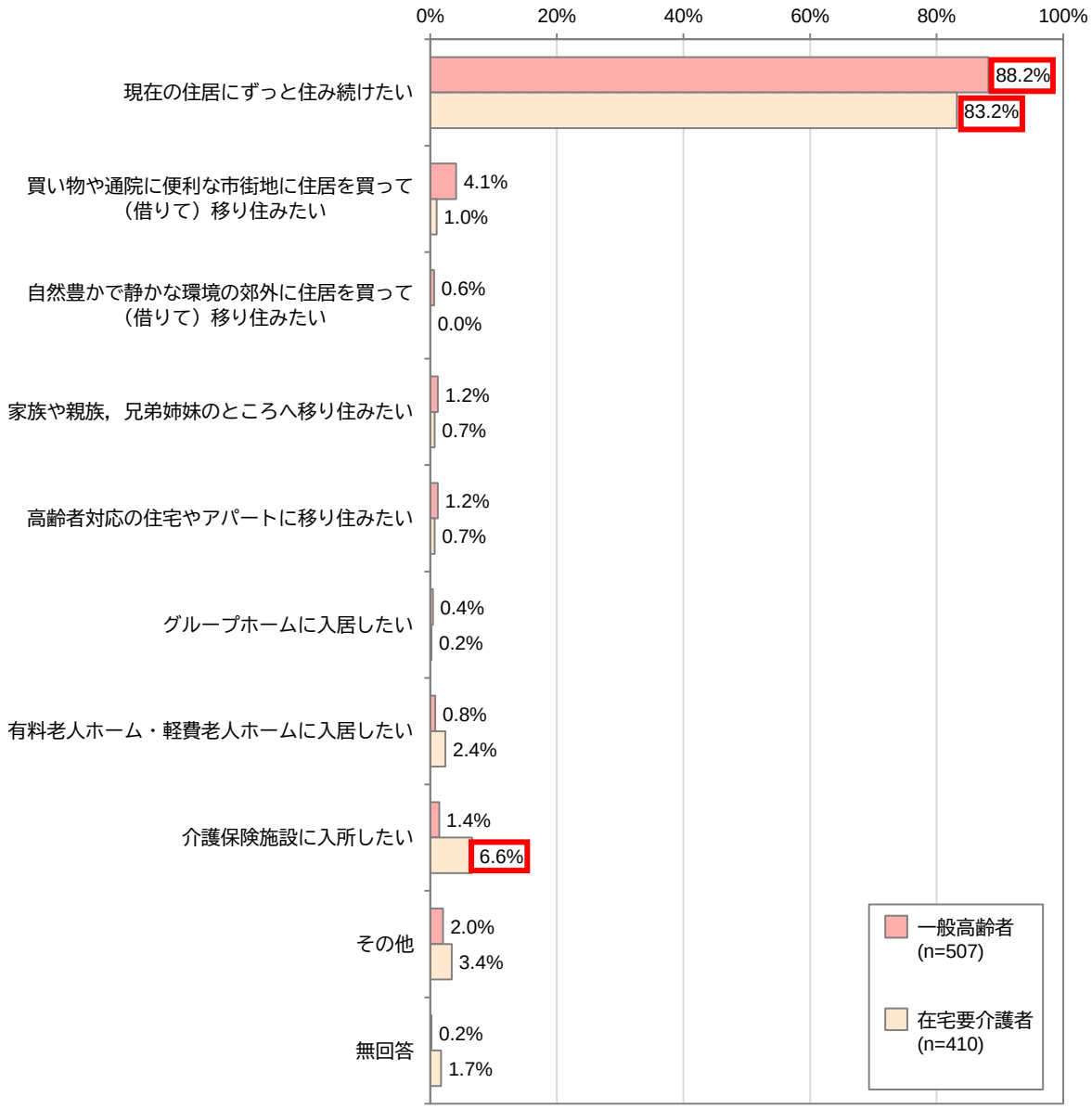
2　調査結果

（１）住み慣れた地域での居住意向

一般高齢者・在宅要介護者ともに８割以上が「現在の住居に住み続けたい」とし、住み慣れた地域における生活を望んでいる。

一般高齢者においては、買い物や通院に便利な市街地への移住を希望する回答や、在宅要介護者においては、介護保険施設や有料老人ホーム・軽費老人ホームへの入所・入居を希望する回答もあった。

今後あなたが希望する生活場所

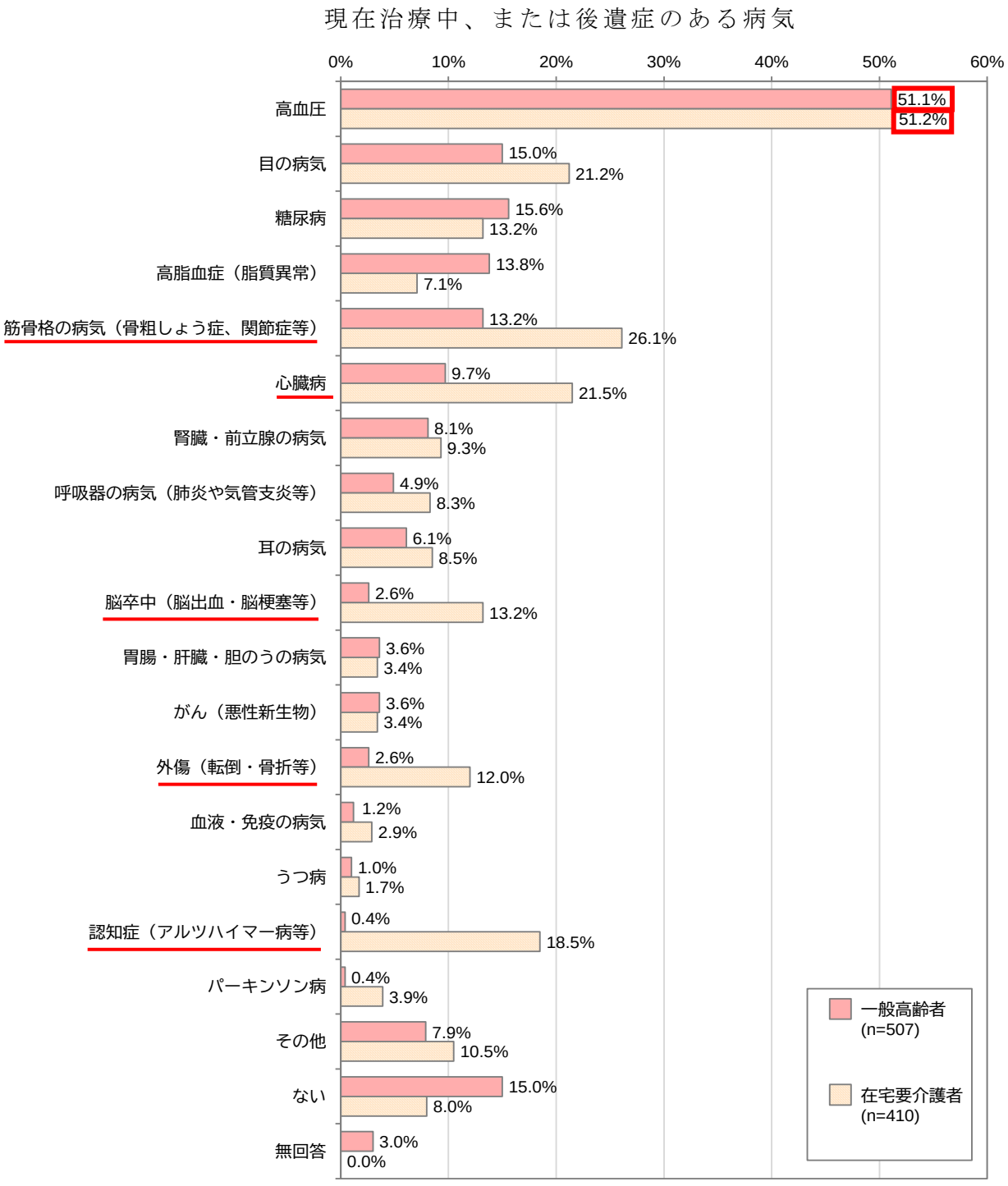


（２）健康状況（疾病状況）について

現在治療中、または後遺症のある病気については、一般高齢者・在宅要介護者ともに「高血圧」が最も高く、５割弱となっている。

一方、一般高齢者と在宅要介護者との比較で、約 10 ポイントの差異がある病気については、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」「心臓病」「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）「認知症（アルツハイマー病）」となっている。

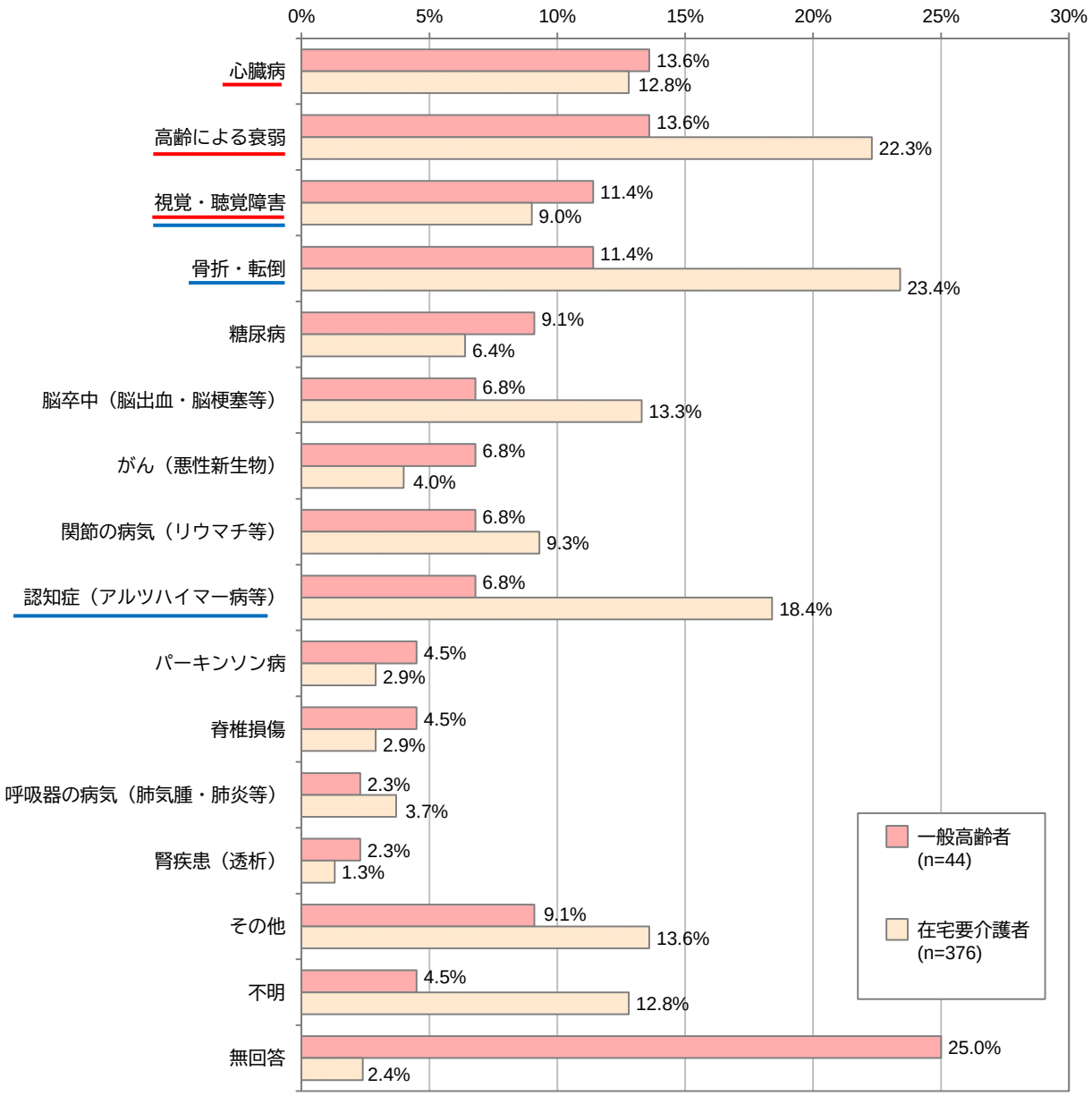
危険要因について、情報の把握やヘルスアセスメントに基づき、生活習慣病や認知症などの予防や早期発見に努めるとともに、自らの健康に関心が持てるよう、壮年世代から健康増進に取り組むよう意識の向上を図る必要がある。



（３）介護等が必要になった主な原因

介護等が必要になった主な原因については、一般高齢者は「心臓病」「高齢による衰弱」とする割合が最も高く、次いで「視覚・聴覚障害」「骨折・転倒」の順に高くなっている。一方、在宅要介護者は「骨折・転倒」とする割合が最も高く、次いで「高齢による衰弱」「認知症（アルツハイマー病等）」の順に高くなっている。

介護・介助が必要になった主な原因

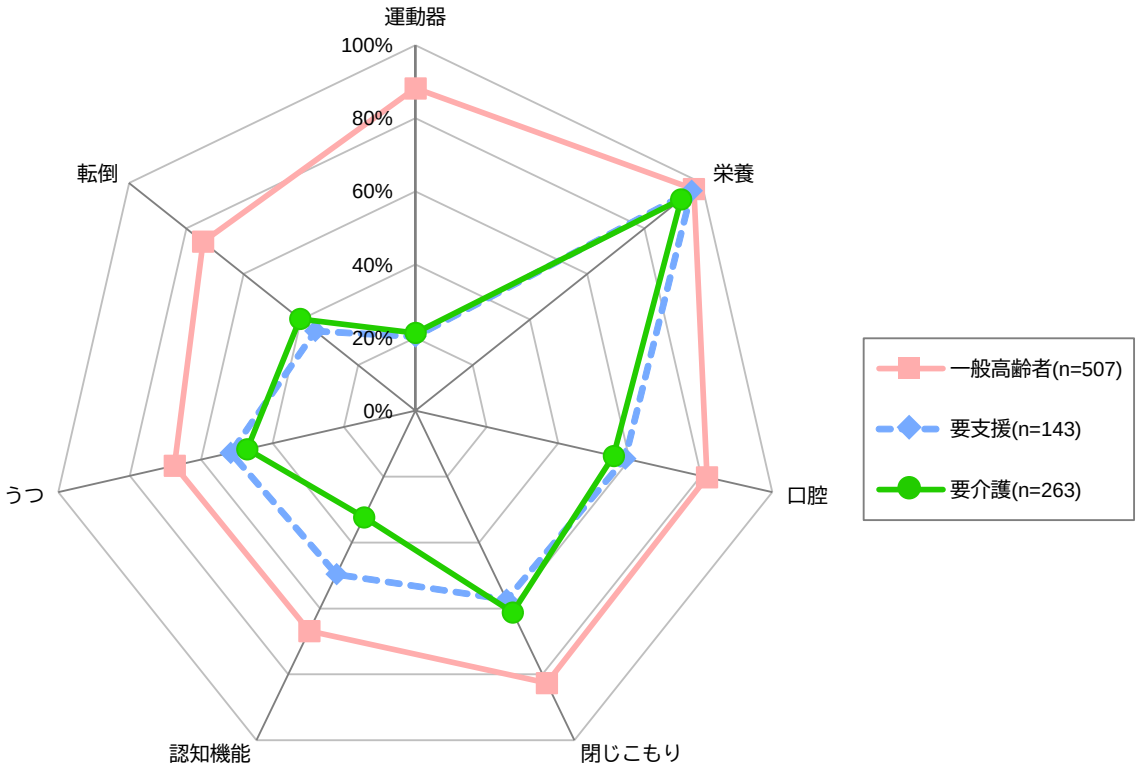


（４）生活機能について

生活機能の評価項目ごとの非該当者（リスクなし）の割合をみると、一般高齢者でその割合が最も高く、次いで、要支援、要介護の順となっており、それぞれの生活機能の状態を反映した結果となっている。

なお、一般高齢者の中にも、認知機能、うつ、転倒については非該当者の割合が８割を下回っており、リスクありの人が一定数いることが伺える。

生活機能（非該当・リスクなしの割合）



※厚生労働省「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き（令和７年８月版）の各種リスク判定に基づく結果を統合して記載しています。

運　動　器：運動器の機能低下	栄　　養：低栄養の傾向
口　　腔：口腔機能の低下	閉じこもり：閉じこもり傾向
認知機能：認知機能の低下	う　　つ：うつ傾向
転　　倒：転倒リスク	

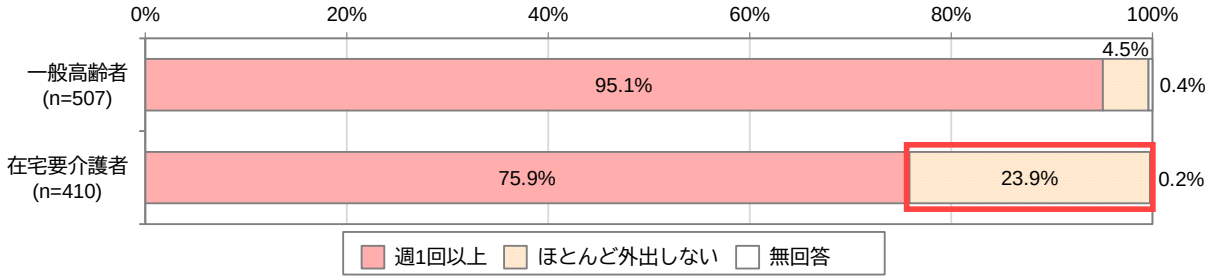
（５）外出頻度

外出頻度について、一般高齢者は９割以上が週に１回以上は外出しているのに対し、在宅要介護者においては、約２割強がほとんど外出していない。また、要介護度別でみると軽度者（要支援者、要介護１）において、約１割がほとんど外出していない。

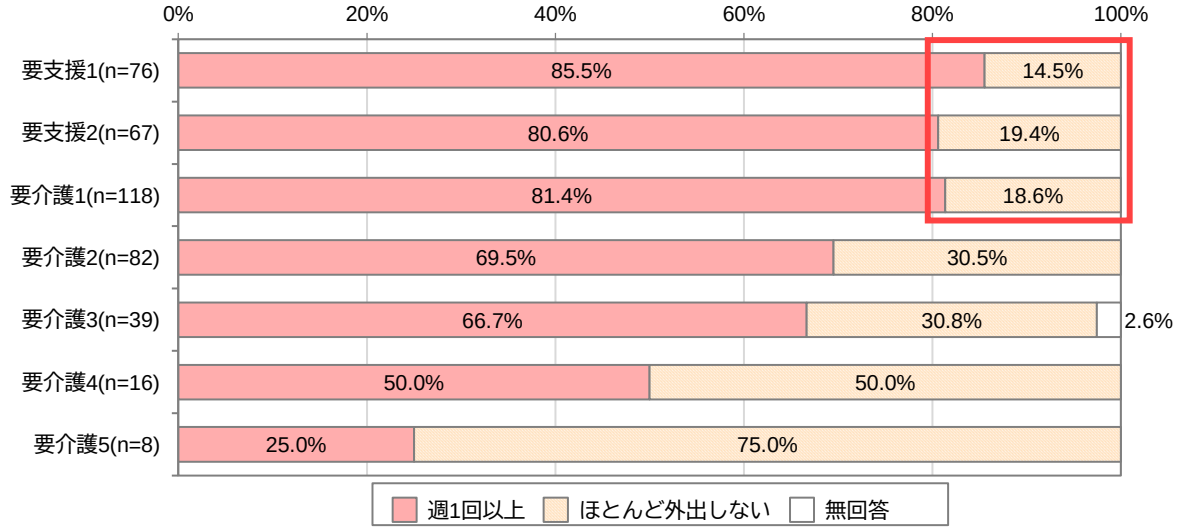
閉じこもりには、老化による体力低下・疾病・障害などの身体的要因によるものもありますが、活動意欲の低下や性格などの心理的要因によるものもある。

生活不活発病（安静状態が長期に渡って続くことによって起こる、さまざまな心身の機能低下）につながることのないよう、少なくとも週１回以上の外出が確保できるよう配慮する必要がある。

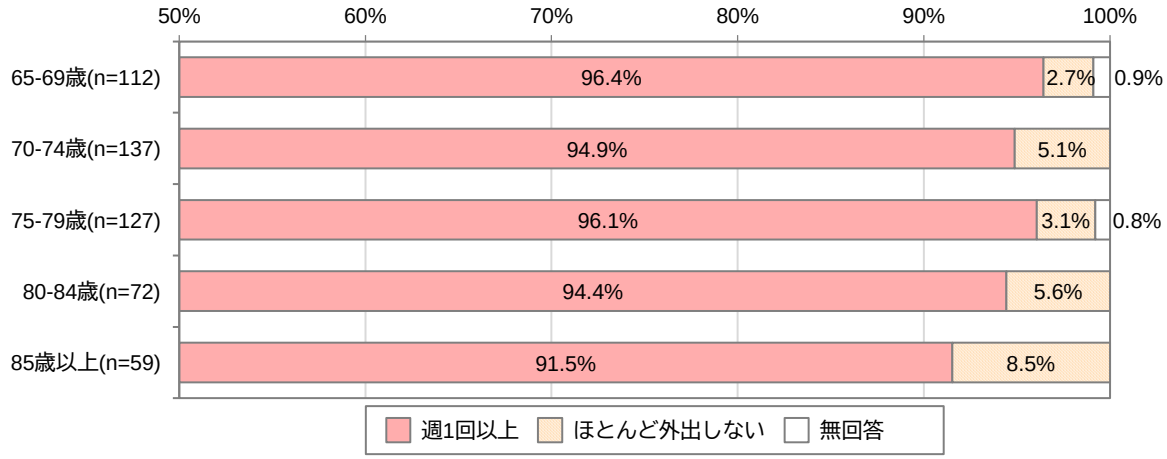
外出頻度（調査種別）



外出頻度（要介護度別）



外出頻度（年齢別）



（６）社会参加について

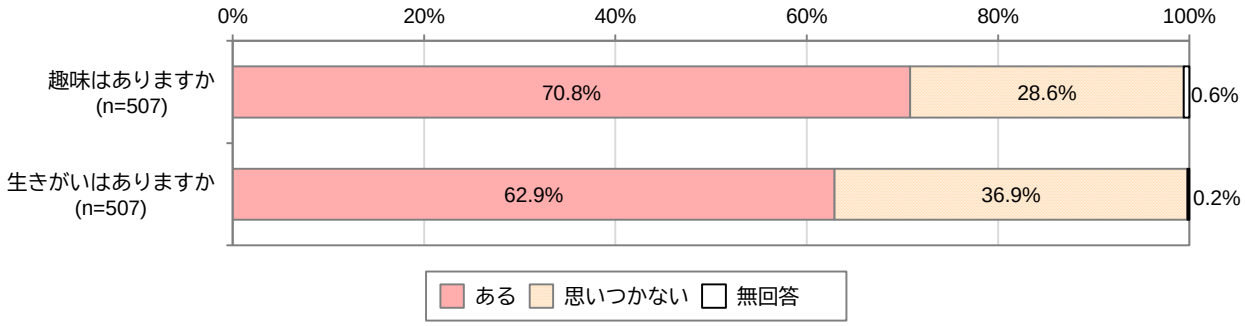
一般高齢者の６割以上が、趣味や生きがいについて「ある」と回答している。

しかし、地域における社会参加の状況については、「参加していない」とする割合が非常に高い状況になっている。

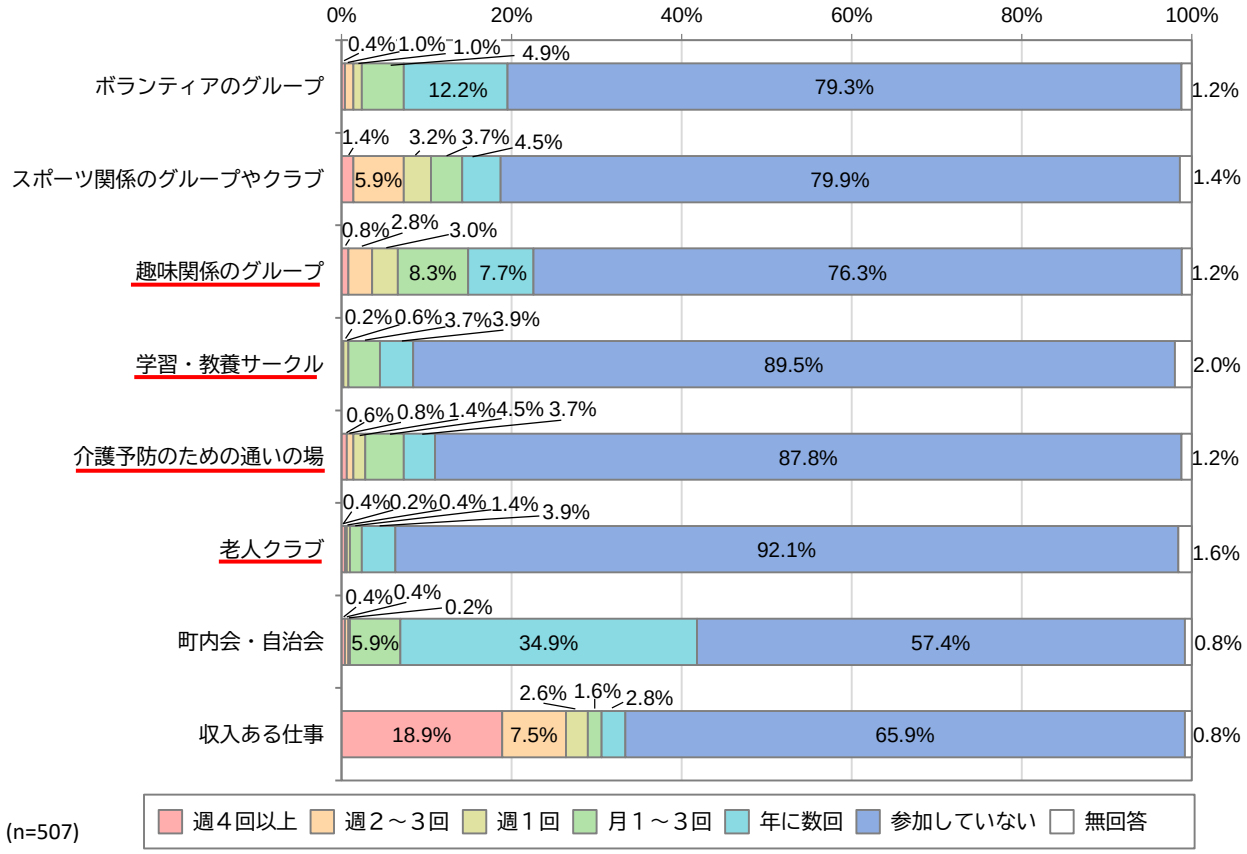
なお、「収入ある仕事」を週に４回以上している方は、２割弱となっている。

高齢者の社会参加活動は、高齢者の生きがいのみならず、閉じこもり防止・身体機能の向上・地域貢献につながるなど多様な意義があることから、ニーズや志向なども踏まえ、さまざまな社会参加の機会を確保することが大切である。

趣味や生きがいについて



社会参加について

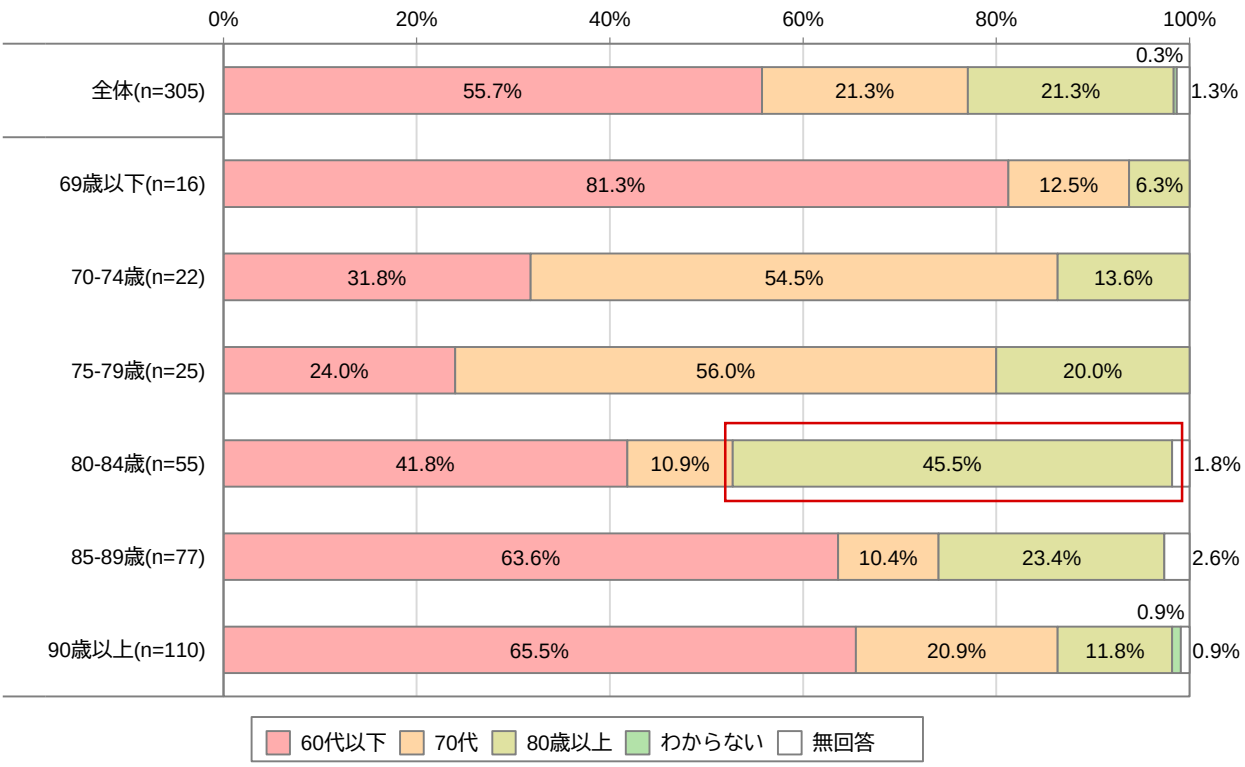


（７）介護者の状況

在宅要介護者における主な介護者の年齢については、６割弱が「60 代以下」となっている。

しかし、在宅要介護者の年齢別にみてみると、在宅要介護者「80-84 歳」の主な介護者の年齢は「80 歳以上」が約５割弱と、老老介護の顕著さが伺える。

主な介護者



議題（５）

第 10 期介護保険事業計画策定のスケジュールについて

第 10 期介護保険事業計画策定のタイムスケジュール（案）

第 10 期計画年度・・・令和９年度～令和 11 年度

年	月	内容
令和８年	６月	第１回介護保険運営協議会 令和７年度の実績 第９期計画の目標と取組の進捗状況 保険者機能強化推進交付金の評価指標 介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査の報告 第 10 期計画策定スケジュール ６月議会 パブリックコメント実施の説明
	７～８月	住民懇話会（市民ニーズ把握、地域課題の整理）
	８～９月	見込量の算定 推計人口、要介護認定者数、給付費、介護保険料 事業量調査 第 10 期計画期間中の介護事業所の事業展開の確認（新規・縮小等） 計画骨子（案）の完成 第２回介護保険運営協議会 第 10 期計画の骨子案 地区別住民懇話会の報告
	10 月	県ヒアリング 骨子案に対するパブリックコメントの実施
	11 月	第３回介護保険運営協議会 第９期計画の検証報告
	12 月	計画素案の完成
令和９年	１月	第４回介護保険運営協議会 第 10 期計画素案 パブリックコメントの結果報告 取組と目標の設定 介護保険料の算定、他市町との比較 介護保険条例の一部を改正する条例の議案提出
	２月	３月議会 第９期介護保険事業計画の報告 介護保険条例の一部を改正する条例を上程
	３月	第 10 期計画策定

垂水市介護保険運営協議会委員

任　期　令和6年6月1日～令和9年5月31日

区　分	所　属　等	氏　　名
学識経験者	鹿児島県大隅地域振興局 保健福祉環境部長	四　元　　俊　彦
保健・医療・福祉関係者 （市内医療機関代表）	垂水市立介護老人保健施設 コスモス苑　施設長	福　本　　伸　久
保健・医療・福祉関係者 （介護保険サービス事業者代表）	医療法人浩愛会 理事長	池　　田　　誠
保健・医療・福祉関係者 （社会福祉協議会代表）	垂水市社会福祉協議会 会長	谷　口　　敏　徳
保健・医療・福祉関係者 （民生委員代表）	垂水市民生委員協議会 副会長	川　畑　　里　美
保健・医療・福祉関係者 （介護職員代表）	垂水市立介護老人保健施設 コスモス苑　支援相談員	池　田　　正　樹
保健・医療・福祉関係者 （介護職員代表）	養護老人ホーム　垂水華厳園 計画作成担当者	川越　千恵美
地域住民代表 （中央・水之上・大野地区）		中　馬　　吉　昭
地域住民代表 （協和地区）		小　濵　　栄　子
地域住民代表 （新城・柊原地区）		児　玉　　成　子
地域住民代表 （牛根地区）		津　曲　　弘　子
介護保険サービス利用者の 家族代表		前　田　　政　博
第一号被保険者代表		上村　ひとみ
第二号被保険者代表		池田　みすず

（順不同、敬省略）

○垂水市介護保険運営協議会設置要綱

平成12年４月１日
告示第20号

（設置）

第１条　介護保険制度の施行にあたり、保健、医療、福祉関係者及び住民代表等から意見を聴き、介護保険制度の円滑な運営を図るため、垂水市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

（１）　介護保険事業計画の進捗状況の把握及び評価に関すること。

（２）　介護サービスの提供状況及び介護サービス提供者相互間の連携状況等の評価に関すること。

（３）　地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営に関すること。

（４）　その他介護保険事業の運営に関し必要な事項

（組織）

第３条　協議会は、保健、医療、福祉関係者及び住民代表等をもって組織する。

２　委員は、市長が委嘱する。

（任期）

第４条　協議会の委員の任期は、３年とする。

２　補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第５条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会は、福祉課長が招集し、会長がその議長となる。

２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことはできない。ただし、会員の代理の出席を妨げない。

３　会長は、必要に応じ関係者の説明又は意見を聴取することができる。

（謝金及び費用弁償）

第７条　委員に対しては、予算の定めるところにより謝金及び費用弁償を支給する。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、福祉課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行）

１　この要綱は、平成12年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　協議会設立当初の会員の任期については、第４条第１項中「３年」とあるは、施行の日から平成15年３月31日までとする。

附　則（平成18年３月31日告示第28号）

この要綱は、平成18年３月31日から施行する。

附　則（平成28年３月23日告示第22号）

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月29日告示第42号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱の規定に基づきなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後の各要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和６年４月１日告示第50号の24）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。